



日田市監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 天瀬振興局、馬原出張所、五馬出張所、  
長寿福祉課、老人福祉センター

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年6月30日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 梅原 竜也

## 定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p><b>【天瀬振興局】</b></p> <p><b>○周辺地域活性化対策事業費補助金の交付事務について</b></p> <p>日田市では、周辺地域の活性化を促進するため、各振興局及び各振興センターの管内で地域振興に資する民間団体等の自主的な活動に対して、周辺地域活性化対策事業費補助金を交付しており、日田市補助金等交付規則の規定により交付事務が行われている。</p> <p>天瀬振興局での事務の執行状況を確認したところ、補助金の交付決定後に事業費等の変更による補助金額の変更を生じながら、同規則第11条に規定する変更申請及び承認の手続きがなされていないものが見受けられた。</p> <p>日田市周辺地域活性化対策事業費補助金交付要綱第9条において、補助金額の変更については、軽微な変更とは認めないとされていることから、規則等に則った事務処理を行なわれたい。</p>	<p><b>【天瀬振興局】</b></p> <p>事業費等の変更による交付決定後の補助金額の変更については、変更申請及び承認の手続きを経ず、実績報告を受けての補助金額の確定手続きの中で行っておりました。</p> <p>この原因は、関係規則等に対する認識不足によるものであり、今後は、関係規則等に則った事務執行の徹底を図るとともに、職員に対しても改めて法令等の順守を周知・徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="231 264 418 297">【長寿福祉課】</p> <p data-bbox="215 360 673 394"><b>○老人保護措置費の支払事務について</b></p> <p data-bbox="215 409 817 584">長寿福祉課では、老人福祉法に基づく老人保護措置費について、毎月各施設から提出された前月分までの精算書の提出をもって、措置費の支払いを行っている。</p> <p data-bbox="215 600 817 1014">日田市老人福祉法施行細則第8条では、老人ホームの長及び養護受託者は、毎月分の措置費について、請求書を当月7日までに提出することが義務付けられており、市は措置費の支払いと「老人措置費支給明細書」の交付が義務付けられているが、事務の執行状況を確認したところ、細則第8条の請求書の提出はなく、細則第9条に規定される翌月7日までの精算書の提出をもって支払いがなされていた。</p> <p data-bbox="215 1030 817 1160">また、「老人措置費支給明細書」の交付もなされていないことから、施行細則に則った事務処理を行われたい。</p>	<p data-bbox="853 264 1040 297">【長寿福祉課】</p> <p data-bbox="837 409 1442 678">老人保護措置費については、ご指摘のとおり、これまで各施設に対して、当該月に必要な請求書の提出を求めず当該月の翌月に提出を求める精算書をもって支払いを行っており、また、老人措置費支給明細書についても、交付を行っておりませんでした。</p> <p data-bbox="837 694 1442 775">この原因は、関係法令に対する職員の認識不足によるものでした。</p> <p data-bbox="837 790 1442 1014">今回のご指摘を受け改めて確認したところ、県内の多くの市では、本市の支払い実態と同様の規程が整備されており、大分県のマニュアルにおいても同様の手続が示されていることが判明いたしました。</p> <p data-bbox="837 1030 1442 1111">このことを踏まえ、早急に市の施行細則の改正を行い、実態と法令との乖離を解消いたします。</p>